

配水管布設等依頼工事取扱要綱

(平成14年3月28日13川水給配第385号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、他の事業者等からの依頼により、配水管その他の配水施設の布設、布設替え、撤去及び切り回し工事並びに配水管から分岐して給水管を設ける工事に伴う断水作業（以下「工事」という。）を施行し、工事に要する費用（以下「負担金」という。）を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(依頼)

第2条 依頼者は、工事依頼書（第1号様式）に必要な応じて次に掲げる書類を添えて管理者に提出し、工事を依頼するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 造成計画平面図
- (5) 占用物件表示平面図
- (6) 道路標準占用横断図
- (7) 管網図

2 前項に定めるもののほか、工事が複数年にわたる場合は、依頼者は、工事のうち施行対象となる工事（以下「対象工事」という。）ごとに工事施行依頼書（第2号様式）に前項第1号及び第6号の書類を添えて管理者に提出し、対象工事の施行を依頼するものとする。

3 依頼者は、依頼をした後に給水設計計画を変更する場合は、管理者と協議を行った上、前2項の規定により提出した書類のうち変更したものについて

再度提出しなければならない。ただし、給水設計計画の変更は、工事（工事が複数年にわたる場合においては対象工事）の着手後に行うことはできない。

（工事設計）

第3条 管理者は、工事依頼書（工事が複数年にわたる場合においては工事施行依頼書）を受理したときは、工程及び工事方法について依頼者と協議の上、工事設計書を作成するものとする。ただし、配水管から分岐して給水管を設ける工事に伴うものについては、この限りでない。

（負担金の請求）

第4条 負担金の内訳は、工事請負費、材料費、監督費、労務費、運搬費、路面復旧費、委託料、その他工事費、事務費、固定資産除却費並びにこれらに係る消費税及び地方消費税相当額とする。

2 管理者は、工事設計書等に基づき、負担金の額を算出し、依頼者に請求するものとする。ただし、水道部長が別に定める費用については、この限りではない。

（負担金の納入）

第5条 管理者は、次の場合を除き、負担金を工事の着手前に全額納入させるものとする。ただし、次の各号に掲げる者については、工事完成後に納入させることができる。

（1）国又は地方公共団体

（2）電気事業、ガス事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者

（3）前2号に掲げる者のほか、水道部長が適当と認める者

（工事施行）

第6条 工事は、あらかじめ定めた施工区分に従い施行するものとする。この場合において、依頼者は、工事標準仕様書に準じて施行しなければならない

。

(工事設計の変更)

第7条 管理者は、施行する工事について、現場の状況等から工事方法を変更する必要がある場合は、依頼者と協議の上、工事設計を変更することができるものとする。

(負担金の精算)

第8条 管理者は、工事（工事が複数年にわたる場合においては対象工事）完了後速やかに、工事費精算書を作成し、負担金の額に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(依頼の取消し)

第9条 依頼者が工事の依頼を取り消したときは、管理者はそれまでに要した費用を徴収する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日21川水工設第917号）

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月25日25川上水設第1号）

この改正要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川上水路第667号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

工 事 依 頼 書

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

_____年 ____月 ____日

申請者 住所

氏名

電話

工 事 名	
工 事 場 所	
口 径 及 び 布 設 延 長	
工 事 期 間	_____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日
施 工 区 分	
工 事 費	上下水道局からの請求に基づき支払います。なお、依頼を取り消したときは、それまでに上下水道局で要した費用も支払います。
請 求 先	〒 _____
担 当 者	

添 付 書 類

- 1 位置図
- 2 現況図
- 3 土地利用計画図
- 4 造成計画平面図
- 5 占用物件表示平面図
- 6 道路標準占用横断図
- 7 管網図

工 事 施 行 依 頼 書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者 住所

氏名

電話

工 事 名	
工 事 場 所	
口 径 及 び 布 設 延 長	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
施 工 区 分	
工 事 費	上下水道局からの請求に基づき支払います。なお、依頼を取り消したときは、それまでに上下水道局で要した費用も支払います。
請 求 先	〒
担 当 者	

添 付 書 類

- 1 位置図
- 2 道路標準占用横断図